

## 第 84 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 30 年 10 月 19 日（金） 9：48～11：37

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、浅野敬広内閣府地方分権改革推進室参事官、福田勲内閣府地方分権改革推進室参事官、小谷敦内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 30 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 32：災害救助法に基づく借上型応急仮設住宅の供与に関する見直し（内閣府）>

（高橋部会長）現物給付という理念について、今の世の中で、後から払えるような場合については、別に社会秩序の混乱とかいってしまうと言わなくてもいいのではないかと思う。そういう意味では、基本的にこの辺を見直していただきたいと思うが、なかなか難しいというお話で、平行線だなという気がしている。具体の例外について個別協議をしていただいて、上限を、個別の事情については例外を認めていただくことがあり得るというお話だと伺った。これを徹底していただくということはお願いできるかなと思うが、そこはいかがか。

（内閣府）災害はその場合、場合で状況が異なるものである。災害救助法に基づく救助の基準というもので、家賃とか、救助の内容とか、そういったものを一応の基準として定めているが、災害の状況に応じて、そこは柔軟に従来から運用しているところである。そういった事例について、これはなかなか、災害を経験しないと各都道府県も実務的にわからないところもあるので、引き続きどういった特別基準を適用した例があるのかといったことも含めて、災害に遭った都道府県が困らないように、そこは周知を徹底していきたいと思っている。

（高橋部会長）それは事例を挙げて御説明いただけるということでしょうか。

（内閣府）結構である。

（高橋部会長）こんな例があったみたいなことで、こういう例は参考事例としてあり得るみたいなことは、どういう形で御周知いただけるか。

（内閣府）具体的なやり方は今後検討したいと思うが、定期的に説明会なども行っているので、そういった中で御説明をすることが基本だろうと思っている。

（高橋部会長）あと、相談のルールとか仕組みみたいなものは、今は確立されているのか。

（内閣府）災害時において、大きな災害になると、都道府県に災害対策本部が立つ。私どもの救助の担当の職員がそちらに出向いて、市町村を、実務をやっているのは事務委任という制度を通じて市町村が行ったりしているので、市町村の担当者の方に集まっていただいて、そこで説明をする、あるいは都道府県ときちんと協議をする。ルートをきちんと開いて、災害対応はその後ずっと長く続くので、基本的には都道府県と私どもの担当職員との間で、きちんと情報共有、意見交換をしながら進めているというのが今のスタイルである。

（高橋部会長）そうなのだが、特別の場合であれば、こういう手続で申し入れてというような、見やすいルールは確立されているのか。

（内閣府）災害時なので、何か様式的なものとか、そういったものがあるわけではない。基本的には電話で担当者の方から御相談をいただいて、それを認める、認めないということ、通常の業務よりはかなり早い意思決定をしているのが実態である。

（高橋部会長）マニュアルの中にはちゃんと書いてあるのか。災害対応マニュアルみたいなところには、多分、マニュアルを見ながらお仕事をされるのだと思うが。

（内閣府）確認する。

（高橋部会長）できれば、多分、緊急事態といっても、仕事をするにはマニュアルがあって、マニュアルを見ながら遺漏がないように御担当者は動かれると思う。マニュアルの中に書いていないと気が付かないみたいなこともあり得るので、そこは是非マニュアルの中にきちんと書いていただくことはあってもいいのかなと思う。

（内閣府）承知した。

(勢一構成員) 地方自治体の、特に余り大きくない市町村のお話などを伺うと、災害時にどういう制度があって、どのように使うことができるのかということから始まり、さらに、個別の相談も、一体自分は何ができるのか、そもそも十分に把握できないという悩みもあるようです。そのため、当時わからなくて使えなかった制度などが後になってわかったというようなことを伺ったりするので、あらかじめこういうルートでこんな問い合わせができるのか、こういう制度があるということをお示しいただいて、担当者がその場で判断できるような支援をお願いできればと思う。

(内閣府) 御指摘のとおりだと思います。国の目で見ると災害は毎年のように起こっているが、個々の、特に市町村の担当者から見ると何十年に一度の経験であり、極端なことを言えば、御担当が明確に決まっていなかったような場合もある。私も普段から、救助法に関しては事務を担当するのは都道府県であるが、実務を行うのは市町村だったりするし、救助法に限らずさまざまな支援制度があるが、それをわかりやすい、さまざまな業務を担当しているその市町村の方でも簡単にわかるようなパンフレットをつくったりとか、災害時にはこういう支援があるので積極的に使ってほしいということを一々通知したり、そういった努力はしているが、そこは引き続き、御指摘を踏まえて、市町村の担当者の方などが困らないように徹底していきたいと思う。先ほど御指摘のあったマニュアルだが、災害救助事務取扱要領というものを定めていて、国と地方公共団体の特別基準に関する協議についても事細かに書いているので、さらにこれについては都道府県の職員に対して周知しているので、マニュアルは定まっている。

(高橋部会長) でも、通知とマニュアルはちょっと違うのではないか。

(内閣府) 通知ではなくて、まさにマニュアル的なものである。

(高橋部会長) ちょっと見ないと何がどんなものかわからないが、紙で書いてあってビジュアル的ではない。それは文章でしょう。

(内閣府) 然り。

(高橋部会長) だから、ぱっと見てここに大きい字で、こういう制度があるみたいに、後の説明は取扱要領を見ればいい。そういう意味で、ぱっと目に入って、遺漏がないようにやる、そういう意味でのマニュアル。救助のときに、そういう事細かなマニュアルというか通知を見ても、対応できないので、そこはやはりビジュアル的なものを少し考えていただきたいと思う。

(内閣府) 御指摘を踏まえていろいろ工夫をしたいと思う。

(高橋部会長) どうもありがとうございます。

#### <通番 33：災害援護資金の貸付制度の見直し（内閣府）>

(高橋部会長) 基本的に提案の実現の方向性で御検討いただけるというように受け取ったが、スケジュール的にはどのようにお考えか。

(内閣府) まだこれから、やっと内部で議論をしたところなので、スケジュールをお示しできる段階ではない。

(高橋部会長) そこはまた、よく内部で御検討ください。

(伊藤構成員) 御検討いただけるということだが、例えば1点目と2点目については、具体的にどういう手段でというか、通知で対応できるのか、それとも、もう少し大がかりな制度改正が必要なのかということについてお伺いしたい。

(内閣府) 基本的には通知で対応できるのではないかと考えている。法令改正が必要な事項はないと考えている。私も少し制度的なことも検討させていただいて、通知をするという形で対応できればと思っている。

(高橋部会長) 法令上、満額の貸し付けをしないことができるというふうに読めるということか。

(内閣府) 今、上限額という書き方になっている。それ以上は貸さないという意味ではないが、それ以下にできるかどうかについては、法令上は明確にはなっていない。

法律で一世帯当たりは限度額を政令で定めるとなっていて、政令の7条のほうで、限度額は350万円とするというような形で、限度額という考え方になっている。

(高橋部会長) 理解した。では、通知でできるということか。

(内閣府) 然り。

(磯部構成員) 提案の方向で考えていただけるということで、基本的には言うことがないが、希望額を貸し出すというのと、返済能力に見合った額を市町村の裁量で決めて貸し出すということ、もう完全に原則が変わるという感じなのか。市町村の裁量とはいえ、少なくとも最低限これぐらいは貸すとか、裁量にも何か枠をはめていくような、これまでのポリシーをある程度維持するような形のものなのか。その辺のニュアンスはどうか。

(内閣府) そこがまさにこれからの検討のポイントだと思っている。先ほど申し上げたように、この制度は、基本的には民間金融機関からなかなかお借りできないような、資産も何もかもを失ったような被災者の方に、命を守るための資金をお貸しするという制度なので、余り制度の趣旨に沿わずに、ぎちぎちと資力調査をして、本当にわずかな額しか貸せないということになると、そもそもこの貸付金に国のお金も、原資も入っているということを踏まえれば、それは制度の趣旨に反するだろうと思っている。一方で、必ず350万でなければ貸せないかということ、それもそういうことではなかろうと思うので、制度の趣旨に反しない範囲で、自治体の裁

量でどこまでできるのかといったことを考えていきたいと思っている。

(磯部構成員) 理解した。

(高橋部会長) 保証会社は、これから御検討の参考にとということで、利率はどのぐらいになる予定か。

(内閣府) 利率は現行3%となっていて、この3%は市町村の事務費に充当する仕組みである。この3%を条例委任することとしているので、そこは市町村の行革努力によって、事務費が下がれば利率が下がる。それは被災者の方との貸し付けの利率の話である。保証料は、これは民一民の関係になるので、被災者の方なり、もしかしたら市町村があっせんするようなことになるかもしれないが、保証料をお支払いいただいて、それはその金利とはまた別なコストを。

(高橋部会長) 全国的に大体このぐらいからみみたいな相場観があれば教えていただきたい。

(内閣府) 今は用意ができていない。

(高橋部会長) 余り高いと、確かに借りた方が大変かなという気もするので、例えば利子補給みたいな制度ができないかなと。

(内閣府) 利子というか、保証料は利子とは別に、要するに、借受人のほうが負担するのが建前である。前回のヒアリングのときに、私どものほうから、当初の御提案が全国的な制度にして、保証人にかえて全国的な制度の保証会社の保証に変えられないかという御提案だったときに、私どものほうからは、そもそも借りる方が被災者だけなので、借受人の数が非常に少ないのと、もともと非常に大変な困った人たちで、しかも、収入要件もあるので、低所得者の方々に対する貸付金なので、民間ベースで保証が成り立つのか。計算すると、保証料が非常に高くなってしまわないかという御懸念を申し上げたところである。なので、その論点は、今回、御回答で保証人にかえて保証会社の保証を認めると制度的にしたとしても、実際に営業ベースで、そういった保証が成り立つのかということ、ちょっと別な次元の話になってくるかと思う。

(高橋部会長) だから、そのときに成り立つように。人的保証は最近はやらないというか、世の中がドライになってきて、人的保証が本当に機能する世の中なのかなという気がするので、それで保証人を立てない人には保証会社といったときに、貸し倒れリスクとかを考えれば、逆に言うと使いやすい保証会社の利用みたいなことも論点の中には考えていただいてもいいかなと。

(内閣府) そこは保証人制度で、市町村にとっては債権回収のコストがあるので、今は本人が返さないと保証人からも追及をし、また、さらにその相続人まで追及するみたいな仕組みになっているので、そのコストよりも保証会社に頼んだほうが安くなると思えば、その分、市町村が条例で定める利率を下げていただいて、それで保証会社のほうに誘導していただくといったことは、そこは自治体の判断で可能になるし、御提案の趣旨を見ると、市町村によっては地域の金融機関と協定を結んで、そういった形でうまく保証のような仕組みを地域で考えられないかという御提案の趣旨だと思うので、私どもとしては、そういったことが可能になるように、まずは今、人的保証しか認めていないものを民間保証でも可能にするようなことにしたいと思っている。

(高橋部会長) そういう方向で、繰り返すが、もう人的保証の時代ではないだろうということががあるので、それをやめるというのではなくて、補完する新しい仕組みも内閣府防災担当のほうで御検討いただければと思う。

#### <通番 49：指定都市における人事委員会の必置の見直し（総務省）>

(高橋部会長) まず、再検討の視点で、地方公務員法第8条第3項に規定される他の機関等への事務の委任について、人事委員会規則で定めるのではなくて条例で定めることができるのではないかと示したが、回答がなかったので再度お伺いしたい。

(総務省) その点については、先ほども申し上げたように、人事委員会は任命権者による任命権の行使を中立的、専門的立場からチェックすることで、任命権者による任命権の行使が適正に行われることを担保するために設置されていると考えている。その上で、地方公務員法第8条第1項に掲げている人事委員会の事務は、この人事行政の適正な実施を法律上確実に確保するために人事委員会が担うこととして列挙されているものである。仮に個別の地方公共団体において採用試験等の事務で不正が行われた場合には、地方公務員制度全体に対する信頼に傷が付き、全国的にも大きな影響を受けるものと考えているところ。

したがって、これらの権限の委任については、人事委員会が自らの判断と責任で行うべきものであり、条例等によって人事委員会の権限を任命権者に委任させることが可能な制度に改めることは、人事委員会制度の趣旨から適切ではないと考えている。

(高橋部会長) 承知した。ほかはいかがか。

現行規定で対応可能だとおっしゃった。しかし、現在、最近は人手不足でいろいろな自治体が民間との採用合戦になっている。かつ、経団連の就職協定の話などでも、先駆的に民間にとられてしまうといった話があって、切実な問題である。特に、大企業などと競合が多い大都市にある規模の大きな自治体は、かなり危機感があるからこういう提案をしたのだと思う。そういう意味で、他の自治体において、柔軟に運用を行っている

例がどれだけあるのか等について実態把握を行っていただくことはできないか。

(総務省) 正直に申し上げますと、地方公共団体の採用試験は、当然、事前に広く住民の皆さんに対して示した上で採用試験を行うので、ある日突然採用しなければいけないということはない。したがって、人事委員会事務局と事前にすり合わせて、毎月定例に開かれている人事委員会を、そのときは直前、直後に開くなど、各団体は柔軟にやっていると思う。私が赴任していた団体でもそういう形でやっていたので、御指摘のように、人事委員会と任命権者の間の連携状況について調査をし、来年度中には必要な情報提供ができるようにしてまいりたい。

(高橋部会長) 人事委員会の開催だけではなく、例えば外国人や IT 人材といった特に一本とらなければいけないような職員についてどのように採用をしているのか等、各自治体が困っていそうなところについて工夫している例を是非調査いただきたい。こうやればもうちょっとうまくできますよという事例集のようなものを全国に普及していただければ、まずはありがたい。

(総務省) そういったことは先進事例を横展開できると、いい効果が出てくると思うので、やらせていただきたい。

(高橋部会長) それはいつぐらいにできるか。

(総務省) 全自治体に対して採用の状況などの調査を毎年行っている。毎年春先に調査依頼をして、秋口までに回答を全団体からいただき、それを年末までにまとめてフィードバックするので、次の採用状況等の調査をするときに併せてやっていきたい。31 年中にはと考えている。

(高橋部会長) 来年度中か。

(総務省) 来年中にはフィードバックできるようにやっていきたい。

(高橋部会長) 了解した。ほかはいかがか。

(伊藤構成員) 制度的には現状を変更することが難しいということで、運用面や連携面ということだと思うが、もちろん人事行政には政治的中立性が求められるということが人事委員会制度の趣旨ではあるが、やはり首長からすると、求められる人材像を明確にした上で、どういう人材が欲しいかが重要。それは特に採用試験の内容にも反映してくるので、実際の試験の執行、採用自体がゆがめられることがないよう、人事委員会制度があるとしても、試験や求められる人材像の基本的な方針を首長が示せて、かつ、それが試験の内容に反映できるような形が、一定程度担保できる仕組みがないのかと考えている。例えば教育委員会制度においては、首長と教育委員会が協議・調整を行う総合教育会議があって、大綱を決めることができるので、そのような類似の仕組みを人事行政についても制度化することが考えられないか。すぐには対応できないと思うが、そのようなことも少し検討いただきたい。

(総務省) 今の伊藤構成員のお話や、私も先ほど申し上げたように、公務員の試験は公平性を担保することが非常に重要だと考えている。そういう意味で、本質的には人事委員会が行っている事務はいろいろあり、その中でどの部分がある程度実態に合わせてやっていくかということは議論が必要だが、今のような御指摘も踏まえ、今回の件でさっそくということではないが、何か検討する機会があれば、中長期的な課題として検討してまいりたい。

(高橋部会長) 今は難しいというのは我々もよくわかっている。ただ、切実なことは切実で、本当に優秀な人材をとりたいたいのだけれども民間にとられてしまう。特に採用に関するルールも無視しているような企業にとられてしまうといったことがあると、現場としても焦燥感があると思う。そういう機動性と公平性・中立性とどのように調和できるかということ、中長期的に検討いただきたい。

本日はありがとうございました。

#### <通番 31：地方公共団体が実施する災害時飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練時の規制の見直し（国土交通省）>

(高橋部会長) 災害時飛行を目的とする場合の訓練であっても、許可を不要とすることは難しいか。

(国土交通省) 本当の緊急対応の場合は、許可不要としているが、訓練の場合は時間的余裕があると考えられるため、訓練後の飛行の目的で許可が必要、不要と分類することや、他の飛行訓練と差別化することは難しい。また、航空法の目的は航空の安全の確保や地上の人の保護であるため、そういった意味でも、目的に応じて差別化するということは、今の段階では技術的に難しい。

(高橋部会長) 許可不要とすることが難しくても、地方公共団体向けに許可要件を考えるというのはいかがか。

(国土交通省) こういったやり方であれば許可が受けられるということ为例示し、もう少し積極的に情報発信をすることで、地方公共団体側も業務を進めやすくなると考えている。しかし、許可要件を提示してしまうと固定化されてしまうので、いろいろな工夫がしにくくなると思っており、提案団体からロープで機体を係留することや機械的制御するという意見もあったが、もしかしたら他の方法もあるかもしれない。そういったものを自由に考えてやっていただくことがドローンの利活用を進める上で非常に重要なのではないかと。まだ発展段階のものなので、許可要件というよりは、そういった形で情報発信することで、皆様の理解なり仕事のしやすさを高めていくということが今のところは適当なのではないかと思う。

(高橋部会長) 柔軟に許可した事例について、蓄積はあるのか。

(国土交通省) 訓練にあたって操縦可能な者がそばで監督すること、四方を囲わずとも、見張りを立てて、外に出ないよう措置し、教官に連絡がすぐ取れるようにしておくなど、安全の担保が確認できた場合に許可しているものもある。人口集中地区であっても許可した事例はあるため、そういったものをきちんとお知らせしていくのが正しい道筋であると考えている。

(高橋部会長) その場合に、事例を類型化し、少し予見可能性が自治体にあるよう工夫していただきたい。

(国土交通省) 予見可能性と基本的な考え方をお知らせすることが正しい措置であると考えており、今の飛行訓練の例で申し上げますと、操縦経験のない者が操縦する場合には操縦経験のある者がきちんと監督すること、人口集中地区であれば、外に出ないよう措置を講じることが必要だと思うが、その備えとして、四方をネットで囲って、ロープで機体を係留する、見張りを立てるなど、そういったことがあり得ると考えている。

(高橋部会長) 包括許可も同様か。

(国土交通省) 然り。飛行訓練が目的であっても包括許可を行っている例もあるため、情報発信できる部分だと思う。

(高橋部会長) 周知方法について、是非自治体向け、担当部局向けに通知を发出するなどしていただくとありがたい。

(国土交通省) どういう形で自治体にお知らせするか、検討させていただく。ニーズのあるところに届くような形でやっていきたいと思う。

(高橋部会長) よく工夫していただきたい。

(磯部構成員) この案件については、きちんと柔軟にやっており、包括的なこともやっており、例外も色々認めているが、それが現場に伝わっていないということが問題なのだろうと思う。通知などの形できちんと周知した上で、多分、色々な例示があり、情報は随時更新するものと考えられるため、御説明いただいたとおり、ホームページなどが充実していることも不可欠であるため、わかりやすく類型化し、漏れなくいろいろなパターンに対応できるよう情報発信をお願いしたい。

(国土交通省) 本件なども、許可を担当している部署に問い合わせいただくと、本当は答えられるような案件なのだが、やはり情報発信が足りておらず、伝わっていない。お役所仕事であると思われるところがあるため、本件のような事例に限らず、やっていきたいと考えている。

(高橋部会長) これは資料を読んで関心をもったという趣旨であるが、審査要領上、無人航空機を飛行させるために必要な能力として、風向等の気象条件が確認できることといった項目がある。屋内での使用を想定した場合には、この基準と両立し難いのではと思うが、いかがか。

(国土交通省) ドローンは基本的に風に大変弱いので、申請者は風速何メートルまでなら飛ばず、それ以上なら飛ばさないという条件を決めることになっている。また、一般的に囲いがなくて操縦する場合、風向をきちんと見ることは、見張りをどこに立てるかなどを考慮する際に必要であり、非常に重要だと考えている。例えば、風速がわからないと限界がわからなくなってしまうので風速計は必要と思うが、ロープで機体を係留し、囲いの中でやるような場合において、風向はそこまで重要な要素ではないと思う。

(高橋部会長) 提案団体としては、屋外で少し自由に飛ばすことができるほうが能力は向上するのではと考え、許可要件として風向などの気象条件を確認できる能力が求められていることとも、屋内の飛行は両立しがたいと考えているのではないかと思い、お伺いした。屋内という概念についてお聞きしたい。例えば、この会議室内で飛ばした場合、屋内飛行とみなすことは可能か。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) この会議室内で10時間飛行させた場合、許可等の要件を満たすことは可能か。

(国土交通省) 然り。外とつながっている空間かどうかで屋外か屋内かを判断している。

(高橋部会長) 閉鎖的な空間であれば通常の建物内でも構わないという点を示していただくとありがたいかなと思う。無人航空機を飛行させるために必要な能力として、風向きの確認などを求められてしまっていることから、10時間の飛行経歴を満たすにあたり、風が吹いているところで訓練しなければならないのではないかなと思う人もいるのではと史料したところ。この点についても少し明らかにしていただけないか。

(国土交通省) 承知した。

(高橋部会長) 引き続きよろしく願います。

#### <通番4：放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 2次ヒアリングを終えれば、今後は事務的な調整だけになる。貴省の御説明ではこれから検討に入るということになると思うが、取りまとめのスケジュールはどのようにお考えか。

(厚生労働省) 最終的な閣議決定等のスケジュールを考えると、11月中には結論を出す必要があると考えている。

(高橋部会長) 参酌化する方向で結論を出すということでもよろしいか。

(厚生労働省) 基準が幾つかあるため、基準の内容と基準の在り方について一定の整理が必要であり、参酌化の検討も到底排除するわけではないが、内容によってどの範囲までであれば他のサービスとの均衡等も踏まえて見直しができるかという観点も含めて検討したい。

(高橋部会長) どこまで参酌化していただけるかというお願いになるが、1つは配置要件を参酌化し、放課後児童支援員を1人にすることができるといった参酌基準は考えられないか。

(厚生労働省) 見直しの方向性が「従うべき基準」の中での条件緩和なのか、配置基準そのものの参酌化なのかにもよる。例えば一部参酌というのは、市町村長が適当と認めた場合など、「従うべき基準」の中で市町村の裁量を認めるといった整理になるものと考えている。要は、どういう切り分けがいいのか、配置基準や資格要件や研修要件など、幾つか基準の中に要素があるため、どんな形で基準の緩和や参酌化ができるのか、もう少し検討させていただきたい。

(高橋部会長) 今後の御検討の中で、我々が申し上げる検討の視点を踏まえて御検討いただきたい。検討の結論を今すぐに出せという話を申し上げているのではない。御検討の際に、例えば我々が申し上げているような切り口もあり得るのではないかということについて、御感想を頂戴したい。

(厚生労働省) 人数要件については、例えば「従うべき基準」を弾力化するという方法と、一部参酌という方法があるという話だが、人数要件そのものについて、ここは「従うべき基準」だがここは「参酌すべき基準」という切り分けは技術的に難しいのではないかというのが率直な感想である。

(高橋部会長) 「参酌すべき基準」と「従うべき基準」とについては、事項によって、哲学的に絶対にこの領域は参酌基準でほかの基準は排除しなければいけないものではなく、配置基準についても、ある部分では最低基準を設け、ある部分では参酌基準ということも、あり得ないわけではないと思われる。したがって、哲学論争になると、切り分け方の結論としては良くないため、その点はもう少しお考えいただけると有り難いが、いかがか。

(厚生労働省) 当省の感想としては、先ほど申し上げたとおりである。

(伊藤構成員) 一点は、先ほど御説明いただいた市区町村を対象とした調査の結果だが、資格要件や研修受講要件がかなり厳しいと各自治体から声が上がっているため、その部分の柔軟化を一定程度お考えいただけるのかなと思うが、改めて資格及び研修受講要件を参酌化で対応できないかをお伺いしたい。もう一点は、現在、利用者・保護者に対するアンケート調査を実施されているということだが、どういう方を対象にどのような調査を実施しているのかをお伺いしたい。

(厚生労働省) アンケート調査については、提出資料の14ページを御覧いただきたい。地域や自治体の規模で満遍なく抽出している。期間も限られているため、多くは調査できないが、26市区町村に協力を依頼し、その中で3カ所程度の放課後児童クラブを選定した上で直接調査票を送付し、各放課後児童クラブから保護者に御回答いただくといった調査方法である。調査内容は13ページにあるとおり、放課後児童支援員の研修受講要件及び配置要件について、保護者の意見を聴取するため、アンケート調査を実施している。

(高橋部会長) 一点目についての御回答は。

(厚生労働省) 先ほどの冒頭の部会長への回答と重なるが、配置基準、資格基準、研修受講要件という大きく分けて3点あるが、その中でどの部分が「従うべき基準」で、どの部分が参酌化できるかということも含めて、全般について検討するということであり、一部参酌化できるかも含めて検討したい。

(勢一構成員) 人員配置基準と人員資格基準と研修受講義務と3つの論点がある提案であり、地方側からの要請としては、全て参酌化を求めるとというのが原則の考え方になるため、まずは要請を御理解いただき、御検討に際しても当該要請を踏まえていただきたい。放課後児童クラブの制度は、地方の現場で工夫して運用されてきた経緯があり、国の制度になった結果、地方の特性・個性が十分に反映できないような仕組みのままでは、地方側及び現場としても運用面で苦慮するため、地方側が自分たちの地域で次世代を育成できるよう、国の制度が支援することが大事だと思うので、制度の経緯と地方の現状も是非お含みおきいただきたい。

放課後児童クラブのニーズは今後高まり、むしろ女性や様々な方が社会で活躍するためには、地域で子育てを担うことが重要となるため、制度を持続的に運用していくには、「従うべき基準」の弾力化も1つ重要なやり方かもしれない。できるだけ参酌化に向けて工夫をしていただきたい。どうしても「従うべき基準」にしなければならない場合は、是非提案団体の側に理由をお示しいただきたい。

本件について、今後、どういう形で制度を検討し、どのような結果が出るかは、残念ながら今の段階ではこの場で議論することはできないが、満額回答でない場合には、現状抱えている地方団体側の課題は解消されない可能性があるため、引き続き地方団体の現状を把握していただき、場合によってはさらなる見直しの御検討をお願いしたい。

(厚生労働省) 今回の御提案の経緯については承知しているつもりである。一方で、「従うべき基準」が制定された経緯・趣旨は、子どもの安全の確保と一定の質の担保ということもある。その中でどういった対応をしていくかということで、当省も解を見出すために苦慮しているが、地方自治体を始め、関係者の意見を十分に聞きながら検討してまいりたい。

(高橋部会長) 全国市長会社会文教委員会子ども・子育て検討会議の次の開催はいつか。

(厚生労働省) 11月の上中旬くらいである。

(高橋部会長) 検討中という話なので、我々もお願いベースでしか話ができない段階であるため、場合によってはもう一度ヒアリングを実施して御説明いただく、あるいは、何か別の形で御意見を申し上げる機会があるかもしれない。よく事務局と御相談いただき、地方団体の要望が少しでも通るような形で働きかけをしたいと思うので、引き続きよろしくをお願いしたい。

<通番9：療育手帳の交付決定権限の都道府県から児童相談所を設置している中核市への移譲（厚生労働省）>

(伊藤構成員) 税務当局との調整等、いろいろ御検討いただく必要があるということだが、明石市としては、平成31年4月1日に児童相談所を設置することなので、そこに間に合わせるができるかどうか。まだわからないのか。

(厚生労働省) 一般論で言えば、税制改正要望は各府省から提出されたものについて、年末の段階でこれは認める、これは認めないというような形での判断が税務当局でなされるので、年末の段階で認めるというような判断が出れば、比較的早く対応できると思うが、現時点では何とも申し上げられない。

(高橋部会長) 税制改正要望を実現する上で、根本的に障害はあるのか。

(厚生労働省) 中身的には形式的なものだと思うので、何か大きな利害関係とか、そのようなものが絡んでいる要素ではないだろうと思う。

(高橋部会長) 先ほど、他市との関係で検討が要るみたいな話を頂戴したが、意味というか御趣旨が私はちょっと飲み込めなかったが、少し敷衍して御説明いただきたい。

(厚生労働省) 中核市が押しなべて児童相談所を設置するわけではない。今回の明石市はあくまでもいわゆる手挙げという考え方で、自分のところとしてやりたいという希望をかなえてほしいという趣旨であると思う。外形的には明石市と同じ状況にあったとしても、別に自分のところとしては、市としての発行は望まない、引き続き県の方でやってほしいという選択をする自治体も当然あると思うので、現にそういう状況にある金沢市と横須賀市については、自分で交付決定を、という希望は持っていないので、その2市と、今後、仮にそういった同じような外形上の形になる自治体が出てきた場合に、やはり県の方でやってほしいという希望が逆にかなえられなくなるような形にならない書き方しておかなければいけないということ。その辺の技術的な工夫をする必要があるだろうということ。

(高橋部会長) それは技術的に簡単である。事務局、いかがか。

(小谷参事官) 手挙げ方式でということなので検討いただいているので、問題ない。

(高橋部会長) 技術的な話は、過去にもいろいろと例があると思うので、分権室からも情報を提供していただき

たい。大きな障害はないと思うので、是非措置する方向で御検討いただきたい。これは、そういう方向で御検討いただけるということでよろしいか。ほかの法令はもう精査していただいたということ。

(厚生労働省) 現時点では、大きな障害があるというようなものは見つかっていない。ただ、さらに精査をしていきたい。

(高橋部会長) そこまで時間がかからないと思うので、伊藤構成員が言ったように、来年度に間に合うように、事務局ともよく調整しながら結論を得ていただければありがたいので、引き続きよろしくお願ひしたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)